

動物取扱責任者研修テキスト

(令和5年度版)

奈良県

動物取扱業の規制は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づくものです。

本テキストでは、この動物愛護管理法の規定のほか、第一種動物取扱業・第二種動物取扱業を営む上で必要・参考となる情報について、重点的に解説しています。

なお、各種申請・届出様式の取得等が必要な場合は、次の WEB サイトをご利用ください。

[環境省のサイト]

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html













[奈良県のサイト]

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=7759>



注釈：本文に掲載の URL【番号】は下記一覧のとおり

参考文献一覧（1）

URL【1】	環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）法のあゆみ」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html	
URL【2】	環境省ホームページ「動物愛護管理法の概要」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.html	
URL【3】	環境省ホームページ「令和元年に行われた法改正の内容」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/revise_r01.html	
URL【4】	環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月19日法律第39号）」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html	
URL【5】	e-gov 法令検索 動物愛護管理法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000105	
URL【6】	e-gov 法令検索 動物愛護管理法施行令 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=350CO000000107	
URL【7】	e-gov 法令検索 動物愛護管理法施行規則 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M6000100001	
URL【8】	環境省ホームページ「動物の適正な取扱いに関する基準等」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/basic.html	
URL【9】	e-gov 法令検索 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60001000007	
URL【10】	環境省ホームページ「第一種動物取扱業者の規制」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html	

参考文献一覧（２）

URL【11】	環境省ホームページ「対面説明が必要な18項目」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/list_18.html	
URL【12】	環境省ホームページ「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html	
URL【13】	環境省ホームページ「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準チェックリスト」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/02.pdf	
URL【14】	環境省ホームページ飼養管理基準「1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備等の管理に関する事項」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_1.pdf	
URL【15】	環境省ホームページ飼養管理基準「2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_2.pdf	
URL【16】	環境省ホームページ飼養管理基準「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_3.pdf	
URL【17】	環境省ホームページ飼養管理基準「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_4.pdf	
URL【18】	環境省ホームページ飼養管理基準「5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_5.pdf	
URL【19】	環境省ホームページ飼養管理基準「6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_6.pdf	
URL【20】	環境省ホームページ飼養管理基準「7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/03_7.pdf	

参考文献一覧（3）

URL【21】	環境省ホームページ飼養管理基準「行政指導・行政処分について」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/04.pdf	
URL【22】	環境省ホームページ「第二種動物取扱業者の規制」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader_c2.html	
URL【23】	環境省ホームページ「特定動物（危険な動物）の飼養又は保管の許可」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html	
URL【24】	環境省ホームページ「特定動物リスト」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html	
URL【25】	環境省ホームページ「虐待や遺棄の禁止」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/aigo.html	
URL【26】	環境省ホームページ「動物愛護管理基本指針」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/guideline.html	
URL【27】	環境省ホームページ「飼い主の方やこれからペットを飼う方へ」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/owner.html	
URL【28】	環境省ホームページ「特定外来生物による生態系等に関する被害の防止に関する法律」 https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/law.html	
URL【29】	環境省ホームページ「特定外来生物等一覧」 https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html	
URL【30】	環境省ホームページ「外来生物法に係る「条件付特定外来生物」R5.6.1 施行」 https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html	

参考文献一覧（４）

URL【31】	環境省ホームページ「種の保存法の概要」 https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html	
URL【32】	環境省ホームページ「レッドリスト・レッドデータブック」 https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/	
URL【33】	奈良県ホームページ消費・生活安全課「第一種動物取扱業について」 https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=7759	
URL【34】	奈良県ホームページ消費・生活安全課「動物取扱責任者の要件」 https://www.pref.nara.jp/55483.htm	
URL【35】	奈良県ホームページ消費・生活安全課「化製場等に関すること」 https://www.pref.nara.jp/33268.htm	
URL【36】	奈良県ホームページ畜産課「家畜の飼養を始める方へ」 https://www.pref.nara.jp/secure/106209/20230615kachiku.pdf	
URL【37】	奈良県ホームページ畜産課「飼養衛生管理基準」 https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=26442	
URL【38】	奈良県ホームページ畜産課「家畜商免許証交付申請」 https://www.pref.nara.jp/49068.htm	
URL【39】	農林水産省ホームページ「家畜の病気を防ぐために」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html	
URL【40】	農林水産省ホームページ「家畜伝染病予防法の改正（令和 2 年）について」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/kaiseir2.html	

目 次

1 動物の愛護及び管理に関する法律の概要	
(1) 法律の概要	1
(2) 令和元年の改正	4
(3) 令和元年の改正法施行（適用）タイミング	5
2 第一種動物取扱業の登録	
(1) 規制の目的	6
(2) 規制の対象範囲	6
(3) 申請から登録までの基本的な流れ	8
(4) 登録簿の閲覧	8
3 第一種動物取扱業登録を受けるための資格	
(1) 申請者（事業者）	9
(2) 動物取扱責任者	10
(3) 職員	10
4 第一種動物取扱業の基準等	
(1) 飼養施設の構造・規模等	12
(2) 飼養施設・設備の管理	14
(3) 動物の飼養・保管に従事する従業者の員数	15
(4) 動物の飼養・保管をする環境の管理	15
(5) 動物の疾病等に係る措置	16
(6) 動物の展示・輸送の方法	16
(7) 動物の繁殖方法	17
(8) 動物の愛護・適正な飼養に関し必要な事項	18
(9) 標識・識別章の掲示	21
(10) 広告・販売動物表示	21
(11) 販売・貸出契約前の説明等	22
(12) 動物取引における法令違反者の排除	25
(13) 動物取扱責任者研修	25
(14) 記録台帳等の整備・保管	25
(15) 犬猫等販売業の遵守事項等	34
5 第一種動物取扱業の各種手続	
(1) 登録の更新申請	35
(2) 変更の届出	36
(3) 廃業等の届出	37
(4) その他の申請・届出等	38
(5) 申請手数料	38
6 第一種動物取扱業の処分・罰則等	

(1) 勧告	4 0
(2) 措置命令	4 0
(3) 登録の取消し・業務停止	4 0
(4) 周辺的生活環境の保全等に係る措置	4 1
(5) 罰則	4 1
7 第二種動物取扱業の届出・基準等	
(1) 規制の概要	4 2
(2) 届出の対象	4 2
(3) 基準の遵守	4 3
(4) 帳簿の備付け	4 3
(5) 罰則	4 3
8 特定動物の飼養保管許可	
(1) 規制の目的	4 4
(2) 飼養保管許可の手続	4 4
(3) 罰則	4 5
9 動物愛護管理法の罰則一覧	
動物愛護管理法の罰則一覧	4 6
1 0 その他の関係法令等	
(1) 外来生物、希少生物に関する事	4 8
(2) 化製場等に関する事	4 8
(3) 家畜に関する事	4 8
1 1 窓口一覧	
窓口一覧	4 9

1 動物の愛護及び管理に関する法律の概要

(1) 法律の概要 URL【1】【2】

動物愛護管理法は、動物の愛護と適正な管理（危害や迷惑の防止等）を通じ、人と動物が共生する社会の実現を図ることを目的としています。対象とする動物は、家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物等の人による飼養に係る動物です。

ア 基本原則 URL【1】

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物の共生に配慮し、動物の習性を考慮して適正に取り扱うこととされています。

また、動物を取り扱う場合には、適切な給餌・給水、必要な健康の管理、種類・習性等を考慮した環境等を確保しなければなりません。

イ 動物の飼い主の責任 URL【27】

動物の飼い主は、動物の種類・習性等に応じて、動物の健康と安全を保持し、終生飼養するとともに、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑や生活環境への悪影響を及ぼすことのないように努めなければなりません。

また、逸走やみだりな繁殖の防止、人獣共通感染症の予防のほか、マイクロチップや名札などによる所有者明示等にも努めなければなりません。

ウ 動物の飼養・保管に関するガイドライン URL【8】

環境大臣は、動物（家庭動物・展示動物・産業動物・実験動物）の飼養及び保管に関する基準を定めることとされています。

また、動物を科学的利用に供する場合は、苦痛の軽減、使用数の削減、代替法の活用等に配慮するよう努めなければなりません。

エ 動物取扱業の適正化 URL【10】【22】

第一種動物取扱業を営もうとする者は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たした上で、都道府県等の登録を受けなければなりません。登録を受けた事業者には、動物取扱責任者の選任、都道府県等が行う研修の受講等が義務付けられています。基準を満たさない業者は、登録を拒否されたり、登録取消処分や業務停止命令を受けることがあります。

また、第二種動物取扱業（非営利の動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等）を行おうとする者は、都道府県等に届け出る必要があります。

オ 周辺的生活環境の保全 URL【3】

令和元年度の法改正により動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水によ

り、周辺の生活環境が損なわれていたり、動物が衰弱する等の虐待を受け
るおそれがある場合には、都道府県等は、その事態を生じさせている者
に対し、必要な措置をとるよう勧告・命令することができます。

カ 特定動物（危険な動物）の飼養規制 URL【33】

令和元年の法改正によりライオン、ワシ、ワニ等の危険な動物を愛玩目
的で飼育することは禁止されました。

ただし、動物園等環境省で定める目的で飼養又は保管を行う場合は、あ
らかじめ都道府県等の許可を受ける必要があり、動物が脱出できない構造
の飼養施設を設けるなどして事故防止を図らなければなりません。

また、マイクロチップ等による個体識別措置も義務付けられています。

キ 犬・猫の引取り等 URL【1】

都道府県等は、犬及び猫の引取りを行います。ただし、犬猫等販売業者
であったり、終生飼養の原則に反するなど、相当の事由がないと認められ
る場合には、拒否することもあります。

また、都道府県等は、道路、公園、広場その他の公共の場所において発
見された飼い主不明の負傷犬・猫等の収容も行います。

ク 国・地方公共団体の取組 URL【1】【26】

国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に努め、毎
年9月20日から26日の動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事
を実施するように努めます。

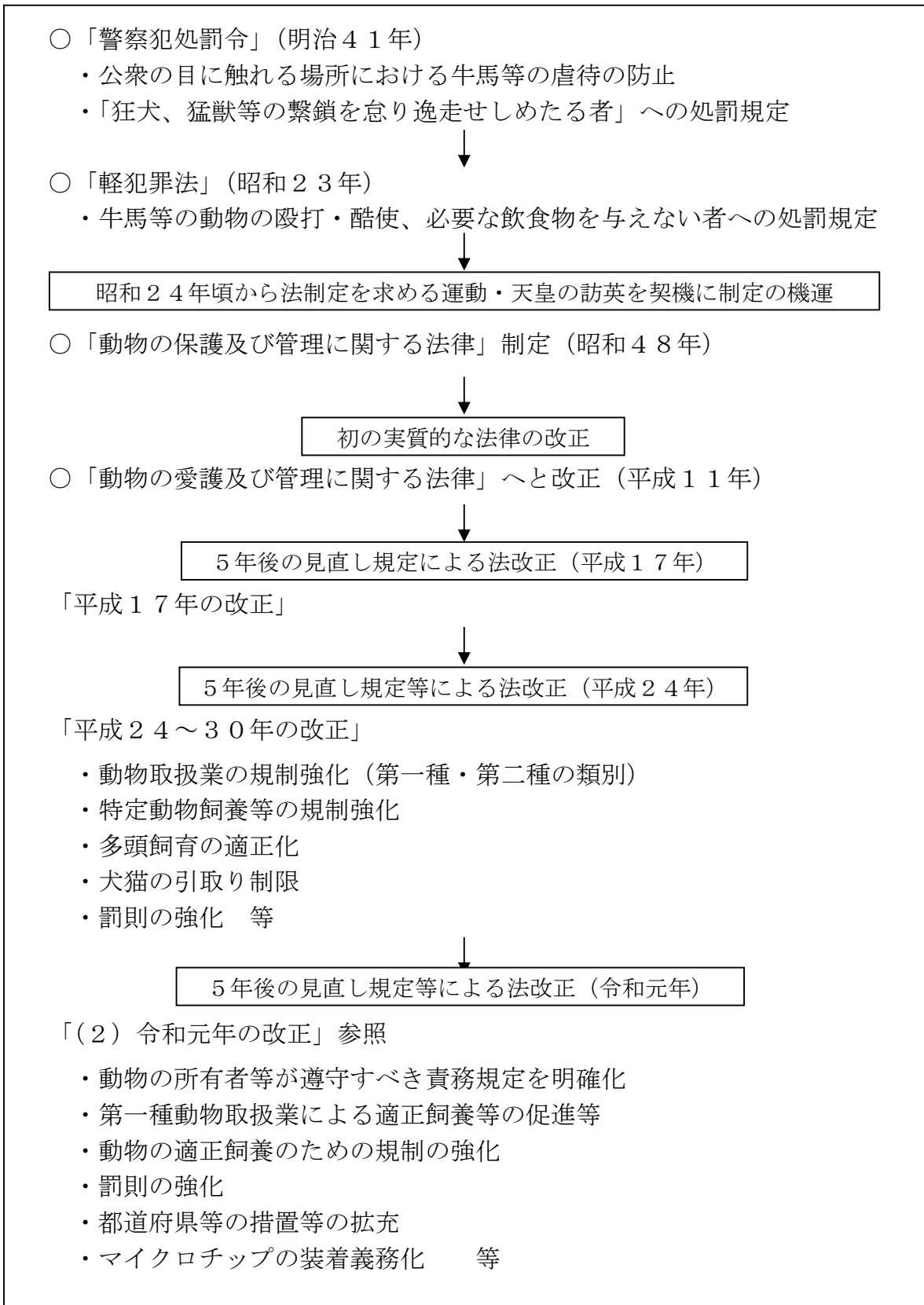
動物の愛護及び飼養に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣は
基本指針を、都道府県は推進計画をそれぞれ定めます。

都道府県等は、動物愛護推進員を委嘱したり、動物愛護推進員の活動を
支援するための協議会を組織することができます。

ケ 罰則 URL【2】

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合は、5年以下の懲役又は5
00万円以下の罰金に処せられます。また、愛護動物に対し、みだりに給
餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った場合、あるい
は遺棄した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ
ます。さらに、動物取扱業、特定動物飼養に関する違反等についても罰則
が設けられています。

参考) 法制定の経緯と主な変遷 URL【1】



(2) 令和元年の改正 URL【3】

令和元年の法及び政省令改正（令和2年6月施行）の概要

ア 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

イ 動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ・登録拒否事由の追加（第12条）
- ・動物販売時の対面説明等を行う場所を事業所に限定（第21条の4）
- ・動物に関する帳簿の備付けが必要な動物種、業種を拡大（第21条の5）
- ・動物取扱責任者の要件（第22条）
- ・勧告に従わない事業者の公表（第23条）
- ・第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等（第24条の2）

ウ 動物の適正飼養のための規制の強化

- ・不適正飼養に係る原因者全般への指導等の拡充（第25条）
- ・不適正飼養者への報告徴収、立入検査の権限の付与（第25条）
- ・特定動物（危険動物）に関する規定の強化（第25条の2、第26条）
愛玩目的での飼養等を禁止、特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化（第37条）

エ 犬・猫の引取り

- ・行政が飼い主からの引取りだけでなく、所有者の判明しない犬猫の引取りも拒否できる場合を規定（第35条）

オ 罰則の強化

- ・動物殺傷：懲役5年、罰金500万円（第44条）
- ・虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円（第44条）

令和元年の法改正（令和3年6月施行）の概要

第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ・環境省令で定める遵守基準を具体的に明示（第21条）

遵守基準：飼養施設の構造・規模、従業者の員数、環境の管理、疾病等の措置、展示又は輸送の方法、繁殖の方法等

- ・出生後56日（8週）を経過しない犬猫の販売等を制限（第22条の5）

令和元年の法改正（令和4年6月施行）の概要

マイクロチップの装着等の義務化（第39条）

- ・犬猫の販売業者等にマイクロチップの装着・登録を義務化（義務対象者以外は努力義務を課す）

- ・登録を受けた犬猫を所有した者に変更登録を義務化

(3) 令和元年改正法の内容ごとの施行（適用）のタイミング（概略）

施行日	項目	R2.6.1	R3.6.1	R4.6.1	R5.6	R6.6	R7.6	
R2.6.1 全般	責任者要件	新規施設は適用		(既存施設は経過措置期間)※1		既存施設の適用		
	販売時の対面説明	適用						
	帳簿・届出	適用						
R3.6.1 (遵守基準)	環境管理基準	適用						
	疾病措置基準	適用						
	展示・輸送基準	適用						
	その他飼養基準	適用						
	飼養施設基準	新規施設は適用		(既存施設は経過措置期間)※2		既存施設の適用		
	従業員数基準	第1種、第2種	新規施設は適用					
		第1種 動物取扱業	(既存施設は経過措置期間)※2	段階的適用 犬(内繁殖犬)/猫(内繁殖猫) 30頭(25頭)/40頭(35頭)	段階的適用 犬(内繁殖犬)/猫(内繁殖猫) 25頭(20頭)/35頭(30頭)	既存施設の適用 犬(内繁殖犬)/猫(内繁殖猫) 20頭(15頭)/30頭(25頭)		
繁殖基準	第2種 動物取扱業	(既存施設は経過措置期間)※2		段階的適用 犬(内繁殖犬)/猫(内繁殖猫) 30頭(25頭)/40頭(35頭)	段階的適用 犬(内繁殖犬)/猫(内繁殖猫) 25頭(20頭)/35頭(30頭)	既存施設の適用 犬(内繁殖犬)/猫(内繁殖猫) 20頭(15頭)/30頭(25頭)		
	下記以外	適用						
R4.6.1 (マイクロチップ制度)	マイクロチップ装着・登録	メスの交配年齢、 出産回数		適用				
		56日齢規制		適用				

※1 R2.5.31以前に登録した事業所
 ※2 R3.5.31以前に登録した事業所

2 第一種動物取扱業の登録 URL【10】【33】

(1) 規制の目的

- ・動物の適正な飼養を社会全体として確保していくことに対する動物の取扱いのプロとしての事業者の役割と責任を制度化
- ・施設や管理方法等について必要な基準を守る義務。
- ・悪質業者に対する業の取消し、営業停止命令等を規定

(2) 規制の対象範囲

ア 対象の動物

哺乳類・鳥類・爬虫類のうち、家庭動物、展示動物等として利用するもの。(両生類、魚類、昆虫類等は対象外。)

イ 「業を営もうとする者」の考え方

① 社会性

- ・特定かつ少数の者を対象としたものでないこと等、社会性をもって行っていると認められるものであること。

② 頻度・取扱量

- ・動物の取扱いを反復継続して行っているものであること、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているものであること。

(例：年間2回以上又は2頭以上)

③ 営利性(事業性)

- ・有償・無償の別を問わず、事業者の営利を目的として行っているものであること。

上記の①～③すべてに該当する者(法人を含む。)は、あらかじめ第一種動物取扱業の登録を受ける必要があります。

すでに第一種動物取扱業の登録を受けている者(販売業を除く)が、登録事業所以外の場所で業活動を行う場合、一定の時間を越えると別の独立した事業所とみなされる場合があるため、登録を受けた自治体の行政区域の内外を問わず、業を営もうとする住所地を所管する保健所にご相談ください。

なお、ペットシッター、出張訓練等の動物の飼養施設を持たずに行う第一種動物取扱業の登録は、事業所(事務所等)の所在地を管轄する都道府県等で受けることとなっています。

これらの飼養施設を持たない業活動は、登録を受けた都道府県等の行政区域外でも行うことができます。

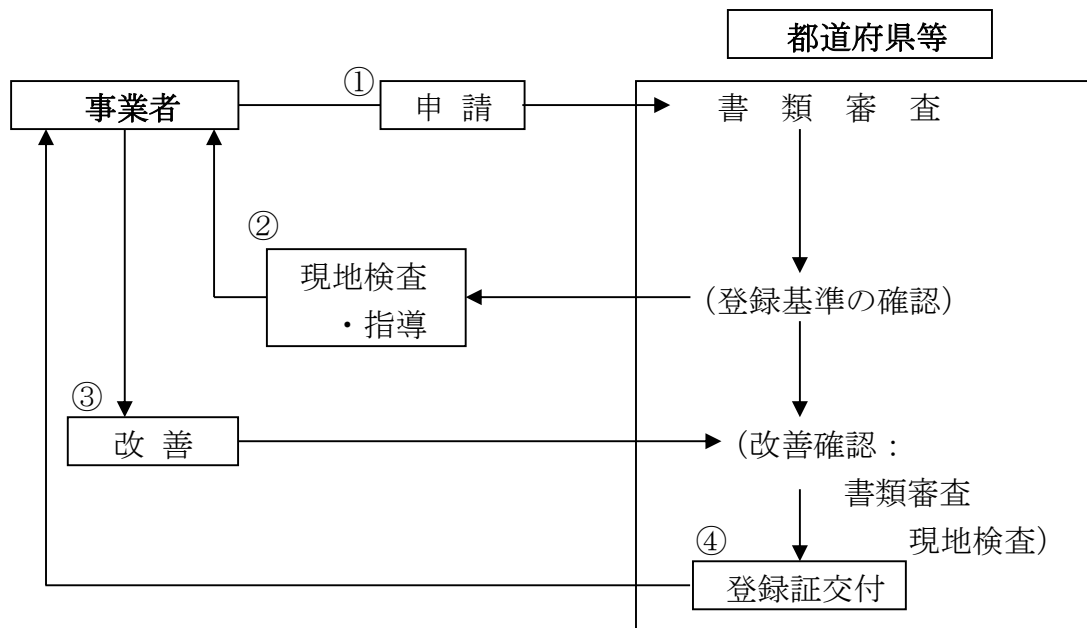
ウ 業種 URL【10】

業種	業の内容	該当する可能性のある業者の一例
販売	動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、
保管	保管目的で顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、 <u>美容業者（動物を預かる場合）</u> 、 <u>ペットのシッター</u>
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、 <u>出張訓練業者</u>
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいパーク、移動動物園、動物サーカス、 <u>乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）</u>
<u>競りあっせん</u>	<u>動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う業</u>	<u>ペットオークション業者</u>
<u>譲受飼養</u>	<u>動物を譲り受けてその飼養を行う業（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）</u>	<u>老犬・老猫ホーム業者</u>

※ 下線部：平成17年の法改正により新たに規制対象に組み入れられたもの

※ 二重下線部：平成24年の政令改正により新たに規制対象に組み入れられたもの

(3) 申請から登録までの基本的な流れ URL【5】



- ①登録申請
- ②書類審査後、必要に応じて現地検査・指導
- ③指導を受けた場合の改善
- ④登録証の交付

(4) 登録簿の閲覧

都道府県等は、第一種動物取扱業者の登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとされています。

この登録簿には、次の事項が記載されます。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者の氏名
- ④ 主として取り扱う動物の種類及び数
- ⑤ 登録年月日及び登録番号

3 第一種動物取扱業登録を受けるための資格

第一種動物取扱業の登録を受けるためには、一定の資格等が必要です。この資格等については、申請者（事業者）・職員・動物取扱責任者の別に定められています。

(1) 申請者（事業者） URL【5】

次に掲げる欠格要件のいずれかに該当してはいけません。（法人の場合は、その役員がいずれかに該当してはいけません。）

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 登録を取り消され、その処分があった日から5年を経過しない者
- ④ 第一種動物取扱業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分があった日から5年を経過しないもの
- ⑤ 業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑦ 各関係法令[※]の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 暴力団対応法に規定される暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑩ 法人の場合は、その役員又は環境省令で定める使用人^{※※}に上記に該当する者があるもの
- ⑪ 個人の場合は、環境省令で定める使用人^{※※}に上記に該当する者があるもの

※各関係法令：動物愛護管理法、化製場法、外国為替及び外国貿易法、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護法若しくは外来生物法

※※環境省令で定める使用人：登録された事業所の使用人であって、その事業所の業務を統括する者（施行規則第3条）

(2) 動物取扱責任者 URL【7】【34】

第一種動物取扱業者は、適正に業務を行なうため、十分な技術的能力・専門的な知識経験を有する者のうちから、事業所ごとに専属の動物取扱責任者を選任し、都道府県等から研修開催の通知を受けた際は、動物取扱責任者に遅滞なく連絡し、その研修を受講させなければならないと定められています。

動物取扱責任者は次に掲げる①～③を満たす職員を選任する必要があります。

① 以下のア～カのうちいずれかの要件を満たすこと。

- ア 獣医師
- イ 愛玩動物看護師
- ウ 「営もうとする動物取扱業の種別ごとの半年間以上の実務経験」があり、かつ、「営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業している者」
- エ 「営もうとする動物取扱業の種別ごとの半年間以上の実務経験」があり、かつ、「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ている者」
- オ 「取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験」があり、かつ、「営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業している者」
- カ 「取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験」があり、かつ、「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ている者」

② 「(1) 申請者(事業者)」の項の欠格要件のいずれにも該当しないこと。

③ 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(3) 職員 URL【6】

顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者を配置しなければなりません。

- ① 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに定められた半年間以上の実務経験がある者
- ② 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1

年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業している者

- ③ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ている者

※実務経験があると認められる種別の一覧（①関係）

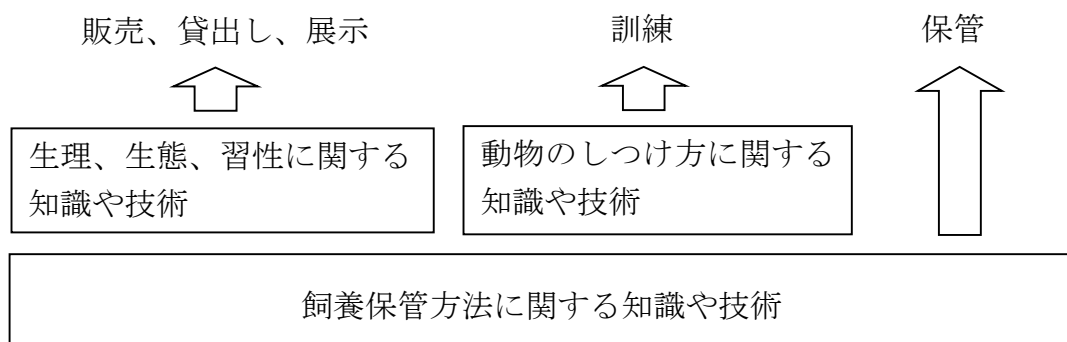
第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る）・貸出し
販売（飼養施設を有せずに営むもの）	販売・貸出し
保管（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る）・保管（飼養施設を有して営むものに限る）・貸出し・訓練（飼養施設を有して営むものに限る）・展示・譲受飼養
保管（飼養施設を有せずに営むもの）	販売・保管・貸出し・訓練・展示
貸出し	販売（飼養施設を有して営むものに限る）・貸出し
訓練（飼養施設を有して営むもの）	訓練（飼養施設を有して営むものに限る）
訓練（飼養施設を有せずに営むもの）	訓練
展示	展示
競りあっせん	販売・競りあっせん
譲受飼養	販売（飼養施設を有して営むものに限る）・保管（飼養施設を有して営むものに限る）・貸出し・訓練（飼養施設を有して営むものに限る）・展示・譲受飼養

※平成12年11月以前の経験及び無届・無登録事業所における経験は、実務経験とはみなされない。

※学歴・資格等（②・③関係）

「学校等の卒業実績」（学歴等）又は「知識・技術の習得証明」（資格等）が妥当なものか否かについては、都道府県等が判断します。

知識・技術の基本的な考え方



4 第一種動物取扱業の基準等 URL【9】【12】【13】

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることを防止するため、飼養施設の構造・規模・管理方法、動物の飼養・保管方法等について、第一種動物取扱業者が守らなければならない基準等が定められています。

これらは、①登録の（拒否）基準、②業活動を行なうに当たっての遵守基準の2つに大別できます。

①の登録基準は、業務の実施に必要なとされる基本的な事項であり、これに適合しない場合には、新規の登録や登録の更新が拒否されます。

②の遵守基準としては、設備の構造・規模・管理方法、動物の管理方法等に関することが定められています。登録取得後の営業に当たり、この遵守基準に適合していないと認められた場合は、改善勧告・命令の対象となったり、最終的に罰則の適用、登録の取消し、業務の停止命令等を受けることもあります。

なお、この遵守基準における各用語の定義はそれぞれ次のとおりとします。

<運動スペース分離型飼養等>

犬・猫の寝床・休息場所として用いるケージ等・運動場として用いるケージ等（以下「分離型運動スペース」。）の両者を使用して犬・猫を飼養・保管をすること。

<運動スペース一体型飼養等>

犬・猫の寝床・休息場所・運動場の機能が一体的に備わったケージ等を使用して犬・猫を飼養・保管をすること。

（1）飼養施設の構造・規模等 URL【14】

飼養施設については、事業の実施に必要な権原と規模を有し、かつ、営業の開始までに設置する必要があります。

また、構造・設備等は、次に掲げる基準を満たさなければなりません。

ア 必要な設備等

- ・ケージ等（おり、かご、水槽等）
- ・照明設備（日中のみの営業など必要のない場合を除く。）
- ・給水設備
- ・排水設備
- ・洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等）
- ・消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等）
- ・汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
- ・動物の死体の一時保管場所

- ・餌の保管設備
- ・清掃設備
- ・空調設備（屋外施設を除く。）
- ・遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にあるなど必要のない場合を除く。）
- ・訓練場（飼養施設において訓練業を営もうとする場合に限る。）

イ 飼養施設（建築物等）の構造等 URL【14】

- ・ねずみ、のみ等の衛生害獣・害虫の侵入を防止できる構造であること。
- ・清掃が容易で衛生状態の維持管理がしやすい構造であること。
- ・動物の逸走を防止できる構造・強度であること。
- ・事業の実施に必要な規模であること。
- ・作業の実施に必要な空間を確保していること。
- ・動物の種類・数にかんがみ著しく不適切でない構造・規模であること。
- ・販売業・貸出業・展示業にあつては、犬・猫の飼養施設は、夜間（午後8時から午前8時まで）に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること。

午後8時から午後10時までの間においても、特定成猫については展示を行うことを妨げない（ただし、1日の特定成猫の展示時間は12時間を超えてはならない）。

ウ ケージ等の構造等 URL【14】

- ・耐水性がなく洗浄が容易でない等、衛生管理に支障がある材質を用いていないこと。
- ・底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
- ・通気が確保され、かつ、内部を見通すことができる構造であること。（傷病動物である等の特別な事情がある場合を除く。）
- ・衝撃による転倒を防止する措置が講じられていること。
- ・容易に損壊されない構造・強度であること。
- ・動物が日常的な動作を容易に行うための十分な広さ・空間が確保されていること。（傷病動物である等の特別な事情がある場合を除く。）
- ・突起物、穴等のない安全な構造・材質であること。
- ・犬・猫の飼養施設にあつては、床材に金網が使用されていないものとする（肉球が痛まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。
- ・清掃が容易で衛生状態の維持管理がしやすい構造・材質であること。
- ・動物の逸走を防止できる構造・強度であること。

エ 犬・猫のケージ等の基準 URL【14】

(ア) 運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

＜寝床や休息場所となるケージ＞

- ・犬：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）とする。
- ・猫：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）とする（1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする）。
- ・複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保する。

＜運動スペース＞

- ・一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動することができる状態に置くことを義務付ける。
- ・運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付ける。

(イ) 運動スペース一体型（平飼い等）の基準

- ・犬：床面積（分離型のケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）とする。複数飼養する場合は、床面積（分離型のケージサイズの3倍×頭数分）と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保する。
- ・猫：床面積（分離型のケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上）とする。複数飼養する場合は、床面積（分離型のケージサイズの面積以上×頭数分）と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保する。
- ・繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居は不可）する。

(2) 飼養施設・設備の管理 URL【14】

飼養施設・設備は、次に掲げる基準を満たして管理しなければなりません。

ア 飼養施設の管理

- ・定期的に清掃・消毒を行い、清潔を保つこと。
- ・1日1回以上巡回し、保守点検を行うこと。
- ・清掃・消毒・保守点検の実施状況について、記録台帳を調製し、5年間保管すること。
- ・動物の鳴き声、臭気、毛等により周辺的生活環境を損なわないよう、開口部を適切に管理すること。
- ・必要に応じて鳴き声が外部に伝播しにくくする措置を講じること。

- ・必要に応じて空気清浄機、脱臭装置、汚物用密閉容器等を備えること。
- ・必要に応じてねずみ、のみ等の衛生害獣・害虫の侵入防止又は駆除のための設備を備えること。
- ・動物の逸走を防止する措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

イ 設備（ケージ等）の管理 URL【14】

- ・給餌・給水器具を備えること。（一時保管等の特別な事情がある場合を除く。）
- ・必要に応じて遊具、止まり木、砂場、水浴び・休息設備等を備えること。
- ・1日1回以上清掃し、残さ、汚物等を適切に処理すること。（草地等の特別な事情がある場合を除く。）
- ・ふん尿の受け皿を備え、又は床敷き等の措置を講じること。
- ・保管業・訓練業にあつては、動物の搬出のたびに清掃・消毒を行うこと。
- ・動物の逸走を防止するため、必要に応じて施錠設備を備えること。
- ・運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、分離型運動スペースは、常時、犬・猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

（3）動物の飼養・保管に従事する従業者の員数 URL【15】

- ・動物の種類・数は、飼養施設や構造・規模、並びに動物の飼養施設・保管に当たる職員数に見合ったものとする。
- ・犬については、1人当たりの上限は20頭（うち繁殖犬は15頭）とする。
- ・猫については、1人当たりの上限は30頭（うち繁殖猫は25頭）とする。
- ・犬・猫におけるそれぞれの上限値は経過措置中であり、上記の頭数は、令和6年6月から完全施行される値を表している。
- ・いずれも、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めないこととする。
- ・犬と猫の双方を飼養する場合は、上記を踏まえ、それぞれの飼養頭数の上限を設定する。

（4）動物の飼養・保管をする環境の管理 URL【16】

- ・適切な温度、明るさ、換気、湿度等の確保と騒音防止のため、飼養・保管環境を管理すること。特に、販売業にあつては、夜間（午後8時から午前8時まで）に犬猫以外の動物の展示（展示業における展示行為に限定されず、店舗内で顧客に見える状態に置くこと、外部から見えるショーウィンドー内に置くこと等を含む。）を行う場合は、明るさの抑制等に配慮すること。
- ・犬・猫の飼養・保管を行う場合には、飼養施設に温度計・湿度計を備え

付けた上で、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境・その周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

- ・犬・猫の飼養・保管を行う場合には、自然採光・照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。）に応じて光環境を管理すること。
- ・動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。
- ・鳴き声、臭気、毛、衛生害獣・害虫等により周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合は、長時間や深夜の鳴き声等による影響が生じないように、動物を管理すること。

（５）動物の疾病等に係る措置 URL【17】

- ・新たな動物の導入に当たっては、目視又は契約相手からの聴取により健康確認するとともに、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。（競りあわせん業にあつて、競り動物を一時保管する場合も同様。）
- ・動物の疾病・傷害の予防、寄生虫の寄生予防・駆除等の日常的な健康管理を行うこと。
- ・1年以上継続して飼養・保管を行う犬・猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。
- ・販売業者・貸出業者・展示業者は、高齢猫（生後11年以上の猫が目安）の展示を行う場合は、定期的に健康診断を受けさせる等、健康に配慮した取扱いに努めること。
- ・疾病等の予防のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。
- ・疾病・傷害等への処置を速やかに行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- ・動物が健康被害を受けないよう、ねずみ、のみ等の衛生害獣・害虫の発生・侵入防止、駆除等を行うこと。

（６）動物の展示・輸送の方法 URL【18】

ア 動物の展示方法・夜間規制

- ・販売業・貸出業・展示業にあつては、犬・猫の展示を行う場合は午前8時から午後8時までの間に行うこと。夜間（午後8時から午前8時まで）に営業を行う場合には、顧客、見学者等が飼養施設内に立ち入ること等により、犬・猫の休息が妨げられないようにすること。

午後8時から午後10時までの間においても、特定成猫については展示を行うことを妨げない（ただし、1日の特定成猫の展示時間は12時間を超えてはならない）。

- ・販売業・展示業にあつては、長時間連続して展示（展示業における展示行為に限定されず、店舗内で顧客に見える状態に置くこと、外部から見えるショーウィンドー内に置くこと等を含む。）を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。
- ・長時間連続して犬・猫の展示を行う場合は、当該犬・猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

イ 動物の輸送方法（他者に輸送委託する場合を含む。）

- ・輸送設備は、確実な固定等により転倒を防止すること。
- ・輸送中の動物の目視確認のために必要な設備・体制を確保すること。（航空輸送中を除く。）
- ・輸送する動物の種類・数は、輸送設備の構造・規模・従事者数に見合ったものとする。
- ・輸送設備は、十分な広さ・空間を有したものとする。（動物の健康・安全を守るための特別な事情がある場合を除く。）
- ・輸送設備を定期的に清掃・消毒し、清潔を保つこと。
- ・適切な温度、明るさ、換気、湿度等を確保すること。（動物の健康・安全を守るための特別な事情がある場合を除く。）
- ・動物の種類・数・発育状況・健康状態に応じ、適切に給餌・給水すること。（動物の健康・安全を守るための特別な事情がある場合を除く。）
- ・動物の疲労・苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息・運動時間を確保すること。
- ・衛生管理、事故・逸走の防止、周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。
- ・販売業者・貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬・猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

(7) 動物の繁殖方法（販売業・貸出業・展示業） URL【19】

- ・遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢・高齢動物等を繁殖に用いないこと。また、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれ

- のある組み合わせによって繁殖させないこと。（希少な動物の保護繁殖を行う場合を除く。）
- ・母体に過度な負担がかからないよう繁殖回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖制限すること。
 - ・繁殖の実施状況について、記録台帳を調製し、5年間保管すること。
 - ・犬については、生涯出産回数は6回までとする。かつ、メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配は7歳まで（満8歳未満）とする。
 - ・猫については、メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで（満8歳未満）とする。
 - ・犬・猫を繁殖させる場合にあって、必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けること。
 - ・犬・猫を繁殖させる場合にあって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受け、これらを5年間保存すること。
 - ・犬・猫を繁殖させる場合には、（5）に規定する健康診断、上記に規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬・猫の繁殖をさせないこと。

（8）動物の愛護・適正な飼養に関し必要な事項 URL【20】

ア 犬・猫を飼養又は保管する場合には、犬・猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと

- ・被毛に糞尿等が固着した状態
- ・体表が毛玉で覆われた状態
- ・爪が異常に伸びている状態
- ・犬・猫の適切な飼養・保管が行われていないことにより健康・安全が損なわれるおそれのある状態

イ 幼齢動物等の販売・貸出しの制限

- ・販売業にあっては、離乳等を終えて、成体と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に限る。）を販売に供すること。
- ・販売業・貸出業にあっては、環境変化・輸送に対して耐性が備わった動物を販売・貸出しに供すること。

ウ 動物の健康状態の事前確認

- ・販売業・貸出業にあつては、2日間以上の目視観察により健康上の問題が認められなかった動物を販売・貸出しに供すること。

エ 犬・猫の夜間展示規制

- ・販売業・貸出業・展示業にあつては、夜間（午後8時から午前8時まで）は、犬・猫を展示（展示業における展示行為に限定されず、店舗内で顧客に見える状態に置くこと、外部から見えるショーウィンドー内に置くこと等を含む。）しないこと。

午後8時から午後10時までの間においても、特定成猫については展示を行うことを妨げない（ただし、1日の特定成猫の展示時間は12時間を超えてはならない）。

オ 顧客等との接触制限（販売業・貸出業・展示業）

- ・犬・猫については、夜間（午後8時から午前8時まで）に顧客との接触、顧客への譲渡し・引渡しを行わないこと。

特定成猫においても、夜間のうち展示を行わない間に、顧客との接触、顧客への譲渡し・引渡しを行わないこと。

- ・動物の過度のストレス、顧客等の危害、人と動物の共通感染症が生じないように、顧客等に適切な接触方法を指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- ・動物の健康を保持するため、顧客等によるみだりな給餌を防止すること。

カ その他

- ・ケージ等の外で飼養・保管しないこと。（管理徹底の上での一時的なものを除く。）
- ・ケージ等に入れる動物の種類・数は、ケージ等の構造・規模に見合ったものとする。
- ・ケージ等の構造・配置、ケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等の発生を防止すること。
- ・幼齢な犬・猫等の健全な育成・社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養・保管すること。
- ・保管業・訓練業にあつては、感染性疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に收容すること。（親、子、同腹子等とともに飼養・保管することが妥当な場合を除く。）競りあわせ業にあつては、競り動物を一時保管する場合に、同様の措置を講じるよう努めること。
- ・動物の種類・数・発育状況・健康状態・飼養環境に応じ、適切に給餌・

- 給水すること。
- ・犬・猫を飼養・保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。（傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合を除く。）
 - ・動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
 - ・運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養・保管をする犬・猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。（傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合を除く。）
 - ・犬・猫を飼養・保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬・猫との触れ合いを毎日、行うこと。（傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合を除く。）
 - ・展示業・訓練業にあつては、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。
 - ・貸出業にあつては、本来の生態・習性が誤解されるような撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、利用時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。
 - ・1日1回以上の巡回により動物の数・状態を確認し、その実施状況について、記録台帳を調製し、5年間保管すること。
 - ・動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。
 - ・鳴き声、臭気、毛、衛生害獣・害虫等により周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合は、長時間や深夜の鳴き声等による影響が生じないよう、動物を管理すること。
 - ・動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
 - ・販売業・展示業・貸出業にあつては、野生由来の動物について、適切に種の選択や馴化措置を行うこと。
 - ・第一種動物取扱業の廃止等により飼養・保管の継続が困難となった場合は、譲渡等によって動物に生存機会を与えるよう努めること。
 - ・回復不能な疾病等によりやむを得ず動物を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。
 - ・有毒動物を飼養・保管する場合は、抗毒素血清等を備え、又は、医師による迅速な救急処置体制を整備すること。
 - ・災害に備え、職員間連絡・動物捕獲の体制整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
 - ・動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について、記録台帳を調製し、

5年間保管すること。（動物販売業者等が法定の「動物に関する帳簿」を備え付けている場合は、内容が重複するため、この台帳記録・保管は不要。）

（9）標識・識別章の掲示 URL【10】

登録を受けた適法な事業者であるかどうかを顧客等が容易に判断できるよう、標識や識別章を掲示しなければなりません。

ア 事業所における標識掲示

事業所ごとに、公衆の見やすい場所（顧客の出入口から見やすい位置）に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければなりません。

なお、この標識は、第一種動物取扱業者が自ら作成することとされていますが、この代わりとして登録証を掲示しても差し支えありません。

＜標識記載事項＞

- ① 第一種動物取扱業者の氏名（法人にあつては名称）
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録の年月日及び有効期間の末日
- ⑥ 動物取扱責任者の氏名

イ 事業所外における識別章の掲示

事業所以外の場所で営業する場合にあつては、アの①～⑤の事項を記載した識別章（名札等）を、顧客と接するすべての職員に掲示（胸部等の顧客から見やすい位置に装着）させる必要があります。

（10）広告・販売動物表示 URL【10】

動物の適正な取引・飼養を確保するため、広告と販売動物の表示方法について、一定の制限や基準が設けられています。

ア 広告

事実に反した飼養・保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態・習性に反した行動等を過度に強調する等の顧客等に誤解を与える内容の広告は、安易な飼養・保管の助長につながるため、禁じられています。

また、登録を受けた適法な事業者であるかどうかを顧客等が容易に判断

できるよう、業の実施に係る広告には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

＜広告の記載事項＞

- ① 氏名又は名称
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 第一種動物取扱業の種別
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録の有効期間の末日
- ⑦ 動物取扱責任者の氏名

イ 販売動物の表示等

販売業にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視・写真等により確認できるようにしなければなりません。

また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示しなければなりません。

＜販売動物の表示事項＞

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
- ③ 性別の判定結果
- ④ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑤ 生産地等
- ⑥ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

（11）販売・貸出契約前の説明等 URL【10】

販売業・貸出業・競りあつせん業にあつては、動物の特性・状態についての顧客等への事前説明とその実施状況の確認、台帳記録等を徹底する必要があります。

ア 販売業における事前説明・確認等

販売業にあつては、動物の販売契約に当たり、あらかじめ、必要な説明と署名確認等を行わなければなりません。特に、一般顧客に販売する場合には、事前にその事業所において現物確認・対面説明が必要です。

また、これらの実施状況について、台帳記録しなければなりません。

(ア) 第一種動物取扱業者に対する販売前の説明等 URL【11】

- ・第一種動物取扱業者に動物を販売しようとする場合は、販売契約に当たり、あらかじめ、次に掲げる動物の特性・状態に関する情報を文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明すること。
- ・当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。
- ・これらの実施状況について、記録台帳を調製し、5年間保管すること。
（動物販売業者等が法定の「動物に関する帳簿」を備え付けている場合は、内容が重複するため、この台帳記録・保管は不要。）

＜説明事項＞

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ⑤ 適切な給餌及び給水の方法
- ⑥ 適切な運動及び休養の方法
- ⑦ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ ⑧のほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑪ 性別の判定結果
- ⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑭ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- ⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- ⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- ⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ⑱ その他当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

第一種動物取扱業者に対しては、②～⑩の情報は、必要に応じて説明すれば足りる。

(イ) 一般顧客に対する販売前の情報提供等

- ・ 第一種動物取扱業者以外の者に動物を販売しようとする場合は、販売契約に当たり、あらかじめ、その事業所においてその動物を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて（ア）の①から⑩に掲げる情報すべてを提供すること。
- ・ 当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。
- ・ これらの実施状況について、記録台帳を調製し、5年間保管すること。
（動物販売業者等が法定の「動物に関する帳簿」を備え付けている場合は、内容が重複するため、この台帳記録・保管は不要。）

(ウ) 治療証明書等の交付

- ・ 販売契約に当たり、疾病治療、ワクチン接種等を行った動物について、獣医師が発行したその証明書を（仕入先から受け取った証明書がある場合はこれも併せて）顧客に交付すること。

イ 貸出業における事前情報提供・記録

貸出業にあつては、貸出契約に当たり、あらかじめ、次に掲げる動物の特性・状態に関する情報を顧客に提供しなければなりません。

また、この実施状況について、記録台帳を調製し、5年間保管する必要があります。

<情報提供事項>

- ① 品種等の名称
- ② 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ③ 適切な給餌及び給水の方法
- ④ 適切な運動及び休養の方法
- ⑤ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑥ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑦ 性別の判定結果
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ 当該動物のワクチンの接種状況
- ⑩ その他当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ウ 競りあっせん業における確認・文書保管

競りあっせん業にあつては、競り売買が行われる際に、販売業者によりア（ア）の事前説明が行われていることを確認しなければなりません。

また、競り売買された動物について、事前説明・顧客確認に係る文書の写しを販売業者から受け取り、この販売業者と顧客を明確にして5年間保管する必要があります。

（1 2）動物取引における法令違反者の排除 URL【5】

動物の適正な取引を確保するため、動物の仕入れ、販売等においては、関係法令に違反する者を排除する必要があります。

ア 競りへの法令違反事業者の参加禁止

競りあっせん業にあつては、競りに参加する事業者が動物の取引に関する法令に違反していないこと（第一種動物取扱業の登録を受けていること等）及びそのおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合は、その事業者を競りに参加させてはなりません。

イ 法令違反者との動物取引の禁止

仕入れ、販売等の動物の取引に当たっては、あらかじめ、相手方が動物の取引に関する法令に違反していないこと及びそのおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合は、取引を行ってはなりません。

特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、取引の相手方が特定動物の飼養保管許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合は、取引を行ってはなりません。

（1 3）動物取扱責任者研修 URL【5】【7】

第一種動物取扱業者は、事業所ごとに選任した動物取扱責任者に、都道府県等から研修開催の通知を受けた際は、動物取扱責任者に遅滞なく連絡し、その研修を受けさせなければなりません。

なお、研修を受けた動物取扱責任者は、受講内容について、事業所のすべての職員に伝達・指導しなければなりません。

（1 4）記録台帳等の整備・保管 URL【5】【7】【9】

基準遵守等の履行状況を確認・記録するため、次に掲げる台帳等を調製し、5年間保管しなければなりません。（電磁的記録媒体による保存でも可。）

また、帳簿保存に当たっては、取引伝票、検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければなりません。
なお、これらの台帳等は、行政機関から提示等を求められる場合があります。

ア 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

＜全業種＞ 飼養施設の清掃・消毒・保守点検、動物の数・状態の点検の実施状況を記録。

イ 動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿

＜動物販売業者等＞ 販売業、貸出し業、展示業及び譲受飼養業を営む者所有又は占有する動物の取引・飼養管理状況を記録。

令和元年の法改正施行により、犬猫等販売業だけでなく、「販売業」、「貸出業」、「展示業」及び「譲受飼養業」においても帳簿の備付け動物の所有状況の報告が義務化された。

また、記載方法については犬猫については個体ごと、犬猫以外の動物については同時期に所有又は占有した動物の種ごとに記載するよう改正された。

- ① 当該動物の品種等の名称
- ② 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所）
- ③ 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ④ 当該動物を所有し、又は占有するに至った日
- ⑤ 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- ⑥ 当該動物の販売又は引渡しをした日
- ⑦ 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- ⑧ 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- ⑨ 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名
- ⑩ 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第21条の4に規定する情報提供及び施行規則第8条第6号に掲げる当該情報提供につい

ての顧客による確認の実施状況（「（14）記録台帳等の整備・保管」の項を参照）

- ⑪ 貸出業者にあつては、当該動物に関する施行規則第8条第8号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
- ⑫ 当該動物が死亡した日（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。）
- ⑬ 当該動物の死亡の原因

ウ 動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出

毎年4月1日から翌年の3月31日まで（新たに登録を受けた場合にあっては、登録日からその年度の3月31日まで）の期間ごとに、次に掲げる事項を当該期間終了後60日以内（5月30日まで）に都道府県等に届け出なければなりません。

- ① 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- ② 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
- ③ 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
- ④ 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

エ 繁殖実施状況記録台帳

<販売業> 動物の繁殖の実施状況を記録。

<貸出業> //

<展示業> //

令和3年6月から犬・猫に係る以下の項目が追加されました。

- ・雌の交配時の年齢
- ・雌の生涯出産回数
- ・今後繁殖の用に供する可能性（繁殖に供することをやめた年月日）
- ・帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断結果（次回の繁殖に対する指導・助言内容等）

オ 取引状況記録台帳

<全業種> 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況を記録。

（動物販売業者等がイの「動物に関する帳簿」を備え付けている場合は、内容が重複するため、この台帳記録・保管は不要。）

各種記録台帳等		下表の区分に従って、記録台帳等を調製し、それぞれ5年間保管する必要があります。 ※ ウの届出については、毎年度管轄保健所に提出。							
記録台帳等	様式	記録事項等	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあわせ	譲受飼養
ア 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳 (基準省令第2条第1号イ第7号ム関係)	参考様式第9 (該当事項がすべて記載されているものであれば任意様式でも可)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・飼養施設の清掃、消毒及び保守点検の実施状況 ・動物の数及び状態の確認の実施状況 </div> ※1日1回以上、巡回・確認して記録し5年間保管	○	○	○	○	○	○	○
イ 動物に関する帳簿 (法第21条の5第1項関係)	(任意様式) 犬猫	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・施行規則第10条の2第1項規定の事項 </div> ※個体ごとに帳簿を記載し5年間保管 ※※1年以上継続して飼養を行う犬・猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存(基準省令第2条第4号ハ関係)	○		○		○		○
	(任意様式) 犬猫以外	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・施行規則第10条の2第1項規定の事項 </div> ※所有または占有した日及び品種ごとに帳簿を記載し5年間保管	○		○		○		○
ウ 動物に関する届出 (法第21条の5第2項・施行規則第10条の3各項関係)	様式第11の2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・法第21条の5第2項規定の事項 </div> ※毎年5月30日までに、前年度分を管轄保健所へ提出	○		○		○		○
エ 繁殖実施状況記録台帳 (基準省令第2条第6号ハ・チ関係)	参考様式 (該当事項がすべて記載されているものであれば任意様式でも可)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・動物の繁殖の実施状況 </div> ※犬・猫を繁殖させて、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらと台帳も5年間保存	○		○		○		
オ 取引状況記録台帳 (基準省令第2条第7号エ関係)	参考様式第11 (該当事項がすべて記載されているものであれば任意様式でも可)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況 (販売先に係る情報を含む。) </div> ※5年間保管	△	○	△	○	△	○	△

法：動物の愛護及び管理に関する法律

施行規則：動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

基準省令：第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

○：記録台帳の調製・保管が必要な業種、△：省略が可能な業種

参考様式第9（基準省令第2条第1号イ及び同条第7号ム関係）

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

飼養施設の所在地

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
	:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有		

備考

- 1 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- 2 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考様式（基準省令第2条第6号ハ関係）

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示

動物の種類：犬 猫 その他（ ）

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・産卵 予定日	出産・産卵 年月日	出産・産卵数	出産・産卵後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備考
								雌の交配時の 年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供することをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（次回の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 関係法令遵守 の状況	担当者 氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)	遵守・違反		

備 考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
- 2 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 3 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取した場合、特に、特定動物の取引に当たっては、相手方が法第 26 条第 1 項の許可を受けていることを許可証等により確認した場合に「遵守」を○で囲むこと。また、聴取により違反が確認された場合には「違反」を○で囲むこと。
- 4 この台帳の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 11 の 2 (第 10 条の 3 第 1 項関係)

年 月 日

殿

届出者 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第 21 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年		月		日		
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						

	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備考							

備考

- 1 年度途中で登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「10 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(15) 犬猫等販売業の遵守事項等 URL【5】【7】

平成24年の法改正（平成25年9月施行）により、販売業のうち、犬又は猫の販売を行う「犬猫等販売業」について、次に掲げる事項の遵守が義務づけられました。

ア 犬猫等健康安全計画の策定・遵守

販売用の幼齢の犬猫、繁殖用の犬猫について、次に掲げる事項に関する「犬猫等健康安全計画」を策定し、これに従って業務を行わなければなりません。

- ① 健康・安全を保持するための体制の整備
- ② 販売の用に供することが困難となった犬猫の取扱い
- ③ 健康・安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示の方法

イ 獣医師等との連携の確保

犬猫の健康・安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければなりません。

ウ 終生飼養の確保

やむを得ない場合を除き、販売することが困難となった犬猫についても、引き続き、終生飼養の確保を図らなければなりません。

なお、犬猫等販売業者から犬猫の引取りの求めがあっても、都道府県等は拒否することができるものとされています。

エ 販売日齢の制限

販売用の犬猫の繁殖を行う場合において、出生後「56日」を経過しない幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示は禁じられています。

専ら文化財保護法第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬（以下、「指定犬^{*}」とする）の繁殖を行う犬猫等販売業者において、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は「49日」とする。

※秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

5 第一種動物取扱業の各種手続 URL【10】【33】

(1) 登録の更新申請 (様式第4)

第一種動物取扱業登録の有効期間は5年間であり、この期間満了後も引き続き営業しようとする場合は、あらかじめ更新申請する必要があります。

ア 更新期間

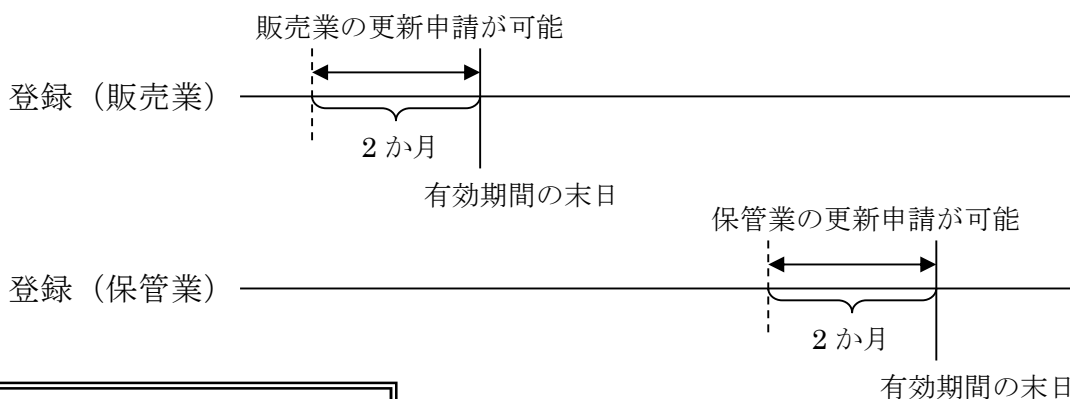
有効期間が満了する日の2か月前から有効期間が満了する日までの間に更新申請することができます。(申請後の審査手続等に一定の日数を要するため、早めに申請するようにしてください。)

イ 複数業種の同時申請

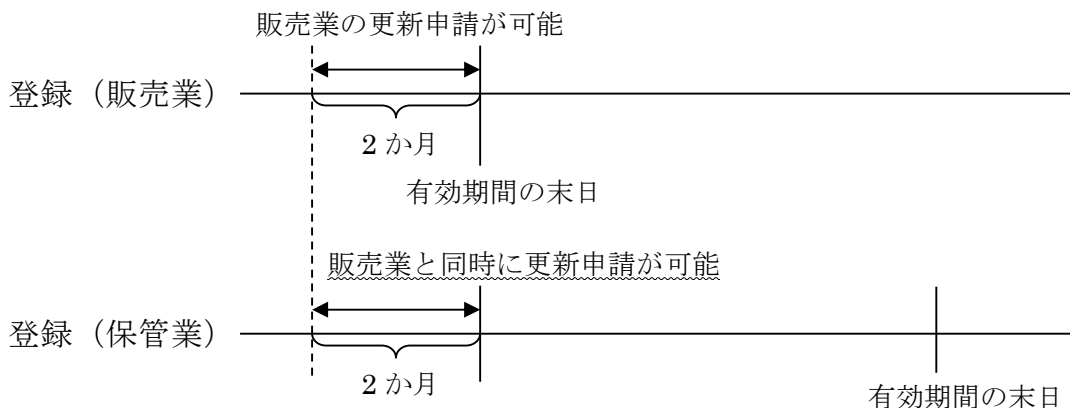
複数の業種の登録を受けている場合は、アの更新期間に至っていない業種についても、更新期間内の業種と同時に更新申請することができます。

この場合において、更新期間前に更新された業種の登録有効期間は、更新期間内に更新申請された業種と等しくなります。

個別に更新申請する場合



同時に更新申請する場合



(例) 販売業 (3月31日まで有効)、保管業 (6月30日まで有効) の2業

種の登録を受けている場合において、3月1日に同時に両業種の更新を申請したときは、更新後の登録有効期間は、両業種とも5年後の3月31日までとなります。

(2) 変更の届出

ア 変更前の届出が必要な事項

- ・業務の内容及び実施の方法
→業務内容・実施方法変更届出書（様式第5）
- ・飼養施設の設置（新たに飼養施設を設置しようとする場合）
→飼養施設設置届出書（様式第6）
- ・販売の用に供する犬猫の繁殖を行うかどうかの別
→業務内容・実施方法変更届出書（様式第5）
- ・犬猫等販売業の営業開始（販売業であって新たに犬猫等販売業を営もうとする場合）
→犬猫等販売業開始届出書（様式第6の2）

イ 変更があった日から30日以内の届出が必要な事項

- ・氏名・名称・住所・代表者氏名
- ・事業所の名称・所在地
- ・動物取扱責任者の氏名
- ・主として取り扱う動物の種類及び数
- ・飼養施設の所在地・構造及び規模
- ・役員の氏名・住所
- ・事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
- ・営業時間等（夜間に特定成猫を展示している業者については、特定成猫の展示時間を含む）
- ・犬猫等健康安全計画
→第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）
- ・犬猫等販売業の廃止（犬猫等販売業のみ廃止し販売業は継続する場合）
→犬猫等販売業廃止届出書（様式第7の2）

※次に掲げる軽微な変更については、届出の必要はありません。

- ・飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、登録を受けたとき又は変更の届出をしたときから通算して、登録を受けたときの延べ床面積の30パーセント未満であるもの
- ・ケージ等、洗浄設備、消毒設備、廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備又は訓練場に係る変更であって、設備等の増設・配置変更に係る部分の床面積が、登録を受けたとき又は変更の届出をしたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの
- ・照明設備又は遮光・風雨の遮へい設備の増設及び配置の変更
- ・ケージ等、照明設備、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備、遮光・風雨の遮へい設備又は訓練場に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
- ・飼養施設の管理の方法の変更
- ・営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、夜間（午後8時から午前8時まで）に含まれないもの

(3) 廃業等の届出 (様式第8)

次のいずれかに該当することとなった場合は、それぞれに定められた者が30日以内に廃業等の届出をしなければなりません。（有効期間内の登録証を有している場合は、これを添付する必要があります。）

- ① 第一種動物取扱業者が死亡した場合
…その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合
…その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合
…その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
…その清算人
- ⑤ その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合
…第一種動物取扱業者であった者（法人の場合は代表する役員）

(4) その他の申請・届出等（以下の場合には各保健所にご相談ください）

ア 登録証の再交付の申請

登録証を亡失・滅失した場合又は変更届出により登録証の記載事項に変更が生じた場合には、登録証の再交付を申請することができます。

イ 登録証の亡失の届出

登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を届け出る必要があります。（アの登録証再交付申請をした場合を除く。）

ウ 登録証の返納

次に掲げる場合は、その日から30日を経過する日までの間に、登録証を返納しなければなりません。

- ① 登録を取り消されたとき
- ② (2)の廃業等の届出事由のいずれかに該当するに至ったとき
- ③ アの登録証再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき

(5) 申請手数料（奈良県の場合。いずれも奈良県収入証紙による納付。）

ア 登録申請（新規・更新とも）

- ・ 1業種につき15,000円

（同一事業所において同時に複数業種の申請をする場合は、2業種目からは1業種につき10,000円）

イ 登録証再交付申請

- ・ 2,000円

第一種動物取扱業の各種手続 様式一覧
(奈良県 消費・生活安全課)

様式第1 (第2条第1項関係)	第一種動物取扱業登録申請書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/yousikidail.pdf	
様式第4 (第4条第1項関係)	第一種動物取扱業更新申請書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/yousiki4.pdf	
様式第5 (第5条第1項関係)	業務内容・実施方法変更届出書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/5.pdf	
様式第6 (第5条第1項関係)	飼養施設設置届出書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/yousiki6.pdf	
様式第6の2 (第5条第1項関係)	犬猫等販売業開始届出書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/6n02.pdf	
様式第7 (第5条第3項関係)	第一種動物取扱業変更届出書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/20220405yousiki7.pdf	
様式第7の2 (第5条第7項関係)	犬猫等販売業廃止届出書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/7no2.pdf	
様式第8 (第6条関係) 廃業等届出書	廃業等届出書 https://www.pref.nara.jp/secure/94991/8.pdf	

6 第一種動物取扱業の処分・罰則等 URL【3】【10】【21】

(1) 勧告

都道府県等は、第一種動物取扱業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、改善や必要な措置について勧告することがあります。

- ① 動物の管理の方法等についての基準を遵守していないとき。
- ② 販売業であって、販売に際し、その事業所において現物確認・対面説明を行っていないとき。
- ③ 動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受けさせていないとき。
- ④ 犬猫等販売業（販売用の犬猫の繁殖を行う場合に限る。）であって、幼齢の犬猫についての販売日齢制限を守っていないとき。

※法改正により、期限内にこの勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものと定められました。

(2) 措置命令

第一種動物取扱業者が（1）で受けた勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるよう都道府県等から命令されることがあります。

なお、この措置命令に違反した場合には、登録の取消処分や業務停止命令を受けたり、罰則が適用されることがあります。

(3) 登録の取消し・業務停止

第一種動物取扱業者が次のいずれかに該当するときは、都道府県等から登録の取消処分や6か月以内の業務停止命令を受けることがあります。

なお、業務停止命令に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

- ① 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
- ② その者が行う業務の内容及び実施の方法が基準に適合しなくなったとき。
- ③ 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が基準に適合しなくなったとき。
- ④ 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が基準に適合しなくなったとき。
- ⑤ 次のいずれかに該当することとなったとき。（法人の場合は、その役員がいずれかに該当することとなったとき。）

・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・第一種動物取扱業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から5年を経過しないもの
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・各関係法令*の規定により罰金以上の刑に処せられ、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・暴力団対応法に規定される暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ・法人の場合は、その役員又は環境省令で定める使用人に上記に該当する者がある者
 - ・個人の場合は、環境省令で定める使用人に上記に該当する者がある者
- ※各関係法令：動物愛護管理法、化製場法、外国為替及び外国貿易法、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護法若しくは外来生物法

⑥動物愛護管理法又は同法に基づく命令・処分に違反したとき

(4) 周辺の生活環境の保全等に係る措置

動物の飼養・保管又は給餌若しくは給水を原因とした次に掲げる事態が生じていると認められるときは、その事態を生じさせている者に対し、都道府県等から勧告や措置命令が行われることがあります。

なお、この措置命令に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

- ① 騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等により周辺の生活環境が損なわれている事態
- ② 飼養又は保管が適正でないため動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態

(5) 罰則

動物愛護管理法の罰則は9の項に記載の一覧のとおりです。

7 第二種動物取扱業の届出・基準等 URL【9】【13】【22】

I 第二種動物取扱業の届出

(1) 規制の概要

飼養施設を設置して、一定の数以上の動物の「譲渡し」・「保管」・「貸出し」・「訓練」・「展示」を非営利で行う場合は、あらかじめ、飼養施設の設置場所を管轄する都道府県等に届け出なければなりません。

なお、営利性を持ってこれらの取扱いを行う場合は、「第一種動物取扱業」の登録対象となるため、「第二種動物取扱業」の届出は必要ありません。ただし、「第一種動物取扱業」の登録事業者であっても、登録施設とは明確に区別できる別の飼養施設を有して「第二種動物取扱業」に当たる取扱いを行おうとする場合や、登録施設において登録業種とは異なる種別の取扱いを行おうとする場合には、「第二種動物取扱業」の届出が必要になります。

(2) 届出の対象

次のアからウのすべてに該当する場合に届出が必要となります。

ア 業種

次表に掲げる業種について、社会性を持って（不特定かつ多数の者を対象とする等）、かつ、反復継続して動物を取り扱う場合が対象となります。

業種	該当する例
譲渡し	動物の譲渡を行う非営利の動物愛護団体等
保管	動物を預かり飼養する非営利の動物愛護団体等
貸出し	盲導犬の貸出し等を行う非営利の団体等
訓練	盲導犬の訓練等を行う非営利の団体等
展示	公園で動物を展示する非営利の団体等

イ 飼養施設

人の居住の用に供する部分と区分できる飼養施設を設けている場合（住居内に専用の部屋や飼養スペースを設けている場合を含む。）が対象となります。

ウ 取扱動物

哺乳類・鳥類・爬虫類に属する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造等に供するために飼養又は保管しているものを除く。）であって、次表に掲げる区分ごとに規定された数以上を取り扱う場合が対象となります。

業種 ※1	対象動物の例			合計数 ※3
	哺乳類	鳥類	爬虫類	
大型	特定動物※2	特定動物※2	特定動物※2	3以上
	ウシ、シカ、ウマ、ロバ、イノシシ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等	ダチョウ、ツル、クジャク、フラミンゴ、大型猛禽類等		
中型	イヌ、ネコ、タヌキ、キツネ、ウサギ等	アヒル、ニワトリ、ガチョウ、キジ等	ヘビ(約1m以上)、イグアナ、海ガメ等	10以上
小型	ネズミ、リス等	ハト、インコ、オシドリ等	ヘビ(約1m未満)、ヤモリ等	50以上

※1：成体における標準的なサイズにより判断します。大型動物はおおよそ1m以上、中型動物はおおよそ50cm以上1m未満、小型動物はおおよそ50cm未満が目安となります。

※2：特定動物とは、危険な動物として、飼養・保管に当たり、動物愛護管理法に基づく許可が必要とされているものを指します。第二種動物取扱業の区分としては、すべて大型動物とみなされます。

※3：各区分においては規定数に満たなくとも、大型・中型動物の数が合計10以上、大型・中型・小型動物の数が合計50以上となる場合は、届出の対象となります。

(3) 基準の遵守

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全等を図るため、基準を守って適正に動物を取り扱うよう義務づけられています。

(4) 帳簿の備付け

犬猫等の譲渡しを行う場合は、動物販売業者等と同様の動物に関する帳簿を備え、これを5年間保管しなければなりません。（届出は不要）

(5) 罰則

第二種動物取扱業への罰則は9の項に記載の一覧のとおりです。

8 特定動物の飼養保管許可 URL【23】【24】

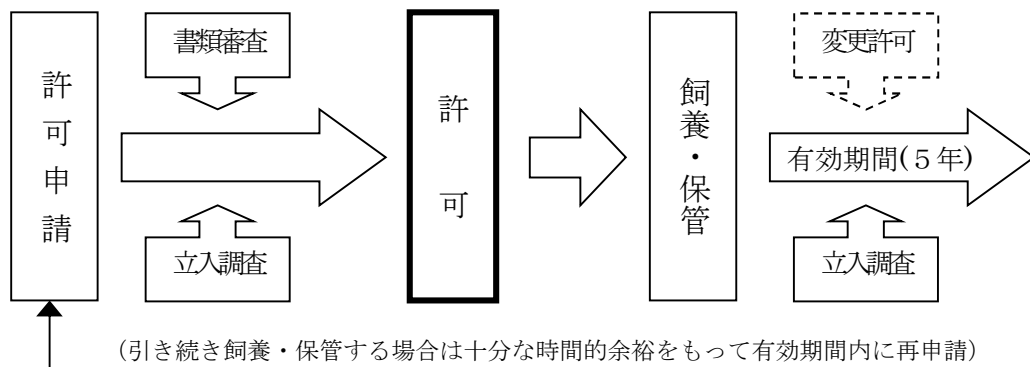
(1) 規制の目的

トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシ等の危険性の高い動物の飼養・保管について、不適切な管理や逸走等があると、人の生命、身体又は財産に害が及ぶおそれがあります。

こうした危害等の発生を防止するため、人の生命等に害を加えるおそれがあるものとして政令で指定された約660種の特定動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）の飼養・保管について、全国一律の許可規制が敷かれ、個体識別措置等の管理の徹底が図られています。

(2) 飼養保管許可の手続

ア 許可手続の流れ



イ 許可の単位・申請先

飼養保管許可の申請は、飼養場所の所在地を管轄する都道府県等に対して、「特定動物の種類ごと」、「飼養施設ごと」に行います。

特定動物は、許可証が交付されてからでなければ飼養・保管できません。
愛玩目的での飼養・保管はできません。

(ア) 「特定動物の種類ごと」とは

同じ飼養施設において複数の種の特定動物を飼養・保管しようとする場合は、各々の種ごとに許可を受けなければなりません。

例) 同一の飼養施設においてハブとニホンマムシを飼養・保管しようとする場合は、2件の許可申請が必要。

(イ) 「飼養施設ごと」とは

複数の飼養施設において特定動物を飼養・保管しようとする場合は、各々の施設ごとに許可を受けなければなりません。

例) ニホンザルの飼養施設を2つ設置する場合は、原則として2件の許可申請が必要。(ただし、動物園のように、同一敷地内にあって一体の飼養施設とみなせる場合等は、1件の許可申請で足りることもあります。)

なお、移動用施設(輸送ケージなど)については、本体の飼養施設の付属施設とみなして、併せて1件の許可申請とすることができます。

ウ 許可が必要ない場合

診療施設において獣医師が診療のために特定動物を飼養・保管する場合等は、許可を受ける必要はないものとされています。

(3) 罰則

特定動物の無許可飼養等について、罰則が設けられています。(動物愛護管理法の罰則は9の項に記載の一覧のとおりです。)

9 動物愛護管理法の罰則一覧 URL【3】【5】

対象	内容	罰
すべて	愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
	愛護動物に暴行する、衰弱させる、酷使する等の虐待を行った者	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
	愛護動物を遺棄した者	

対象	内容	罰
第一種動物 取扱業関係	無登録で第一種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金
	不正の手段によって第一種動物取扱業の登録・更新を受けた者	
	業務停止命令に違反した者	
	措置命令に違反した者	
	主要な届出義務に違反した者又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
	検案書・死亡診断書を提出しなかった者	
	報告義務に違反した者又は検査拒否等をした者	
	その他の届出義務に違反した者又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料
	帳簿備付・記載・保存義務に違反した者又は虚偽の帳簿記載をした者	
標識掲示義務に違反した者	10万円以下の過料	

対象	内容	罰
第二種動物 取扱業関係	無届出で第二種動物取扱業を営んだ者	30万円以下の罰金
	措置命令に違反した者	
	報告義務に違反した者又は検査拒否等をした者	
	その他の届出義務に違反した者又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料
	帳簿備付・記載・保存義務に違反した者又は虚偽の帳簿記載をした者	

対象	内容	罰
特定動物関係	法の規定に違反して特定動物を飼養・保管した者	6月以下の懲役又は 100万円以下の罰金 (法人にあっては 5,000万円以下の罰金)
	不正の手段によって特定動物の飼養保管許可を受けた者	
	無許可で特定動物の飼養保管許可事項を変更した者	
	措置命令に違反した者	100万円以下の罰金
	主要な届出義務に違反した者又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
	報告義務に違反した者又は検査拒否等をした者	

対象	内容	罰
不適正飼養関係	措置命令に違反した者	50万円以下の罰金
	報告義務に違反した者又は検査拒否等をした者	20万円以下の罰金
	その他の届出義務に違反した者又は虚偽の届出をした者	

なお、第一種動物取扱業者がこれらの罰則の適用を受けた場合は、登録の取消処分や業務停止命令を受けたり、新たな登録・更新を拒否されることがあります。

10 その他の関係法令等

(1) 外来生物、希少生物に関すること

- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 URL【28】
- ・ 特定外来生物等一覧 URL【29】
- ・ 条件付特定外来生物 URL【30】
- ・ 種の保存法 URL【31】
- ・ レッドリスト・レッドデータブック URL【32】

(2) 化製場等に関すること URL【35】

(3) 家畜に関すること URL【36】

- ・ 家畜伝染病予防法 URL【39】【40】
- ・ 飼養衛生管理基準 URL【37】
- ・ 家畜商 URL【38】

家畜伝染病の疑いがある場合の通報先

●奈良県家畜保健衛生所業務第一課

- ・ 所在地：大和郡山市筒井町600-3
- ・ TEL：0743-59-1700
- ・ 担当地域：奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、宇陀郡、北葛城郡

●奈良県家畜保健衛生所業務第二課

- ・ 所在地：御所市南十三152-1
- ・ TEL：0745-62-2440
- ・ 担当地域：大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡、吉野郡

1 1 窓口一覧

事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業に関すること 動物取扱責任者研修に関すること 特定動物に関すること 	奈良県内の各保健所（下表参照） 奈良県文化・教育・くらし創造部 消費・生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> 飼い犬登録・狂犬病予防注射済票交付に関すること 	各市町村役場
<ul style="list-style-type: none"> 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に関すること 	奈良県内の各保健所（下表参照）
<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防法に関すること 動物用医薬品の販売に関すること 獣医療法に関すること 	奈良県食と農の振興部 畜産課 TEL:0742-27-7448
<ul style="list-style-type: none"> 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に関すること 	環境省自然環境局野生生物課 TEL:03-3581-3351(代)
<ul style="list-style-type: none"> 種の保存法で指定された国際希少野生動植物の登録手続きについて 	一般財団法人 自然環境研究センター TEL:03-6659-6018
<ul style="list-style-type: none"> 外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に関すること 	環境省自然環境局 近畿地方環境事務所 TEL:06-6881-6505
<ul style="list-style-type: none"> ペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）に関すること 	環境省自然環境局 近畿地方環境事務所 TEL:06-6881-6505
<ul style="list-style-type: none"> ペットフードの製造、輸入、販売業者の届出及び帳簿に関すること 	<u>近畿農政局消費・安全部</u> <u>畜水産安全管理課</u> TEL:075-414-9000

奈良県内の保健所

保健所	電話番号	管轄市町村
奈良県郡山保健所	0743-51-0193	大和郡山市・天理市・生駒市・山添村・平群町・三郷町 斑鳩町・安堵町
奈良県中和保健所	0744-48-3033	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・香芝市・葛城市 宇陀市・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村 高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町
奈良県吉野保健所	0747-64-8131	五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村 野迫川村・十津川村・下北山村上北山村・川上村 東吉野村
奈良市保健所	0742-93-8395	奈良市



奈良県

県 消費・生活安全課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 電話 0742(27)8675